

○財務省告示第三百三十二号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和三年十二月財務省告示第三百二十五号）の一部を次のように改正し、令和五年一月一日から適用する。

令和四年十二月二十七日

財務大臣 鈴木 俊一

百七を削り、百人を百七とし、百九から百三十九までを一つ繰り上げ、百三十八の次に次のように加える。

百三十九 キリバス通貨 一キリバス・ドルにつき
百四十 ニュージーランドニア通貨 一〇〇パシフィック・フランにつき
本邦通貨 一〇七円